



審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（前回の振り返り）

○一括発注と分離発注について

（前回の内容等）

建物を新築するような場合、和泉市では建築一式工事、電気工事、管工事などに分離して発注しているが、分離発注は、金額が上がることも想定される。一括発注と分離発注のどちらが全国的な流れなのか。

（市の考え）

国や府から、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第3項の規定に基づき、分離分割の指針が示されている。この方針は、以前から現在も変わらないことから、本市においても、これらの指針の趣旨に基づき、これまでどおり分離・分割発注に努めていく方針である。

○設計コンサルにおける入札額の業者間の差について

（前回の内容等）

設計コンサル業務において、工事と比較すると各業者の入札額に差が出ているが、どのような理由か。

（市の考え）

材料費が多くを占める工事とは異なり、設計業務等は人件費が多くを占めている。材料費は業者ごとでの仕入値に大きな差がない一方で、材料費と比較して人件費は業者ごとの差があることが考えられる。また、人員に余裕がある場合、最低制限価格でも受注しようとする業者がある一方で、人手不足などもあり、積極的でない業者は、予定価格に近い金額で入札している可能性がある。

○随意契約における、外部チェックについて

（前回の内容等）

随意契約の妥当性などについて、どのように外部のチェック機能が働くような仕組みとするか。

（市の考え）

本委員会において審議を行っているが、随意契約における業者選定理由の記載がない案件があったため、選定理由を記載していく。また、それに合わせ、随意契約の根拠について、和泉市随意契約ガイドラインなどの関係資料を参照できるようにし、より本委員会におけるチェック機能が働くようにする。

質疑なし

1. 報告案件

（1）入札・契約手続の運用状況について

①和泉市建設工事高度技術提案型総合評価落札方式実施要綱の制定について  
委員長～案件の内容について説明願う。

事務局～本市が発注する「設計・施工を一括で発注する工事」及び「設計・施工・維持管

理を一括で発注する工事」において、契約手法の拡充を図ることを目的に、「高度技術提案型総合評価落札方式」を導入した。

委員～どういふ場合に高度技術提案型で実施するのかわ等の例はあるか。

事務局～富秋中学校区等における整備事業での実施を予定している。

委員～新庁舎整備は、どのような手法で行ったのか。

事務局～プロポーザル方式で実施している。

(2) 指名停止について

- ・指名停止業者 6者

委員～質疑なし

(3) 再苦情処理の状況について

- ・苦情処理案件 該当無し

## 2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和5年4月1日から令和5年7月31日までに入札・契約した88件のうち、委員が抽出した10件について説明

- ・制限付一般競争入札案件 (3件のうち、1件)

事務局～和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が9,000万円以上、その他工事については設計金額が3,000万円以上の工事が対象工事となる。

### ①市立北池田中学校消防設備他改修工事

委員～全者が事前辞退したときは、「中止」という扱いになるのか。

事務局～開札後か開札前かで取り扱いが変わってくる。「中止」に類似したものとして、開札した結果、落札者がいない場合の「不調」という扱いもあるが、今回のように全者が事前辞退して、開札に至らないような場合は「中止」として扱っている。

委員長～制限付一般競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

- ・公募型指名競争入札案件 (31件のうち、2件)

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

②阪本町舗装本復旧工事

③和泉市立いずみ霊園・和泉市北部コミュニティセンター中央監視設備他改修工事

委員～入札結果表で、「第2順位」など順位の記載があるが、どういう意味か。

事務局～公募型指名競争入札の場合、入札で落札候補者を決定し、その後に配置技術者の確認を行う事後資格審査により落札者を決定する流れとなる。事後資格審査で落札者を決定できない場合に、次順位の業者の事後資格審査に移ることから、入札時に第5順位までの業者を選定しており、その順位を記載している。これまでは、順位を記載した落札候補者決定の入札結果表と、順位に記載がない落札者決定の入札結果表の2つを作成し、委員会には落札者決定の入札結果表のみお示ししていた。今般、落札者決定の入札結果表に順位を記載し、1つの入札結果表にまとめたことから、順位を記載した入札結果表をお示ししている。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（9件のうち、2件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

④市立光明台中学校消防設備他改修工事

⑤市立郷荘中学校外2校消防設備及び防火設備改修工事実施設計業務

質疑なし

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・随意契約案件（45件のうち、5件）

⑥市立南松尾はつが野学園法面復旧緊急工事

⑦本谷農道災害復旧工事

⑧東松尾川災害応急工事（R5-1）

⑨父鬼町12号線災害復旧工事

⑩松尾寺町内水路災害復旧工事

委員～今回は、随意契約案件がかなり多いが、理由は何か。

事務局～令和5年6月2日の大雨で、本市にも土砂災害など多くの被害があり、その復旧工事を緊急的に随意契約で行ったため、45件のうち39件が該当する。

委員～災害時の業者選定はどのように行っているのか。

事務局～緊急工事の手続きについては、和泉市緊急工事等事務処理要領に定めており、業者の選定は、第5条で、必要な資格等を有した業者のうち「現場付近に事務所を

有する者」、「現場付近で他の工事を施工中の者」、「緊急施工に対応できる技術的能力と必要な設備を有している者」、「防災協定を締結している者」などから、現場の状況により、過去の実績、技術者数、必要な資材状況等を総合的に勘案して選定するものとしている。

委員～⑥について、現場付近で他の工事を施工中の業者を選定したとのことだが、他の工事は建築工事と思われる。緊急工事は土木工事であるが、当該業者は建築の許可に加え、土木の許可もあるため施工に問題はないという認識でよいか。

事務局～その通り。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

副市長～前回から、市長と私とで分担し、マネジメント強化と委員会の議論の活性化を目的とし、委員会に出席させていただいている。コメントをして御礼の挨拶とさせていただく。

委員会については、前回の振り返りから始めることとした。委員からの意見を今後の市政に活用すべく、委員からの意見、その場での市の回答、その後の調査による市の回答及び進捗状況の4点で、PDCAサイクルを回していきたい。その一環として、委員会資料については、より分かりやすい資料作りに努めてまいりたい。

随意契約については、令和4年度定期監査の報告書でも、契約金額の効果的な検証方法の更なる模索や、随意契約理由の根拠の明確化についての意見もされており、今後も更に気を引き締めて事務をしていく所存である。

今後も、委員の意見をしっかり受け止めて、和泉市政の事務の改善に努めてまいるので、ご指導をお願いしたい。

以上